特定非営利活動法人パルシック役員報酬規程

第１条（目的）
この規程は、特定非営利活動法人パルシックの理事ならびに監事（以下「役員」という）に支給する報酬（以下「役員報酬」という）、費用弁償、及びその他の給与の取り扱いに関する事項を定めることを目的とする。法令または定款に別段の定めのある事項以外については、この規程の定めるところによる。

第２条（報酬の体系）
1. 役員にはその総数の３分の１以下の範囲内で、総会の決議を経て定められた上限の範囲内において、役員報酬を支払うことができる。一人あたり年間報酬の上限は 1000 万円を越えない範囲とする。
2. 役員報酬の支給対象者及び支給金額等は、当該役員の職責と職務実態、本法人の財務状況及び同様の事業規模を有する他法人における状況等を総合的に勘案した上で、過大な支給とならないよう留意しつつ、理事会で決定する。監事の報酬等は、社員総会の決議によって定める。
3. 職員兼務役員が勤務実態に基づく給与のみの支払いを受ける場合、その者は役員報酬を受ける役員に含まない。
4. 役員に対する報酬等は、別途理事の合議で決定した金額を毎月末日締め、当月 20 日に、本人が指定する本人名義の銀行口座に振り込む方法で支払うものとする。なお、振込に係る費用はこの法人が別途負担するものとする。

第３条（実費弁償）
役員が法人業務遂行に必要な費用を支出した場合には、その実費相当分を弁償することができる。

第４条（改廃）
この規程の改廃は総会の決議を経て行う。

付　則
この規程は 2018 年 4 月 1 日より施行する。
この規程は 2023 年 7 月 1 日より適用する。
この規程は 2026 年 6 月 20 日より適用する。（2026 年 3 月 10 日理事会決議、6 月 20 日総会決議）

書式第１７号（法第５５条関係）

特定非営利活動促進法第 54 条第２項第３号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人パルシック	事 業 年 度	2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

１　資金に関する事項［①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項］

※　丸数字は、特定非営利活動促進法第 54 条第２項第３号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動

⑴　収益の源泉別の明細

収　益　源　泉　の　内　訳	金　　額
受取会費	8,233,000 円
受取寄附金	20,511,859 円
受取助成金等	557,068,546 円
事業収益（民際協力事業）	40,951,101 円
事業収益（フェアトレード事業）	250,366,751 円
その他収益	75,812,631 円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合　　計	952,943,888 円

⑵　借入金の明細

借　　入　　先	金　　額
なし	円
	円
	円
	円
	円
合　　計	円

⑶　その他

なし

促進法施行規則第 32 条第１項各号に対応しています。以下同じです。

２　取引の内容に関する事項［③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項　イ　収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引　ロ　役員等との取引］

⑴　収益の生ずる取引の上位５者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取　引　内　容　等
[redacted]	[redacted]	295,688,896 円	民際協力事業助成金
		256,757,648 円	民際協力事業助成金
		97,104,685 円	コーヒーの販売
		25,667,246 円	民際協力事業業務委託費
		12,938,080 円	コーヒー焙煎、販売
		10,757,492 円	コーヒーの販売

⑵　費用の生ずる取引の上位５者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取　引　内　容　等
[redacted]	[redacted]	169,735,229 円	コーヒー生豆・ハーブティー仕入れ
		32,715,735 円	コーヒー生豆仕入
		12,120,735 円	コーヒー製造委託費
		5,422,442 円	紅茶仕入れ
		[redacted]	給与・賞与（職員）

⑶　役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引

イ　資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ロ　資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ハ　役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

３　寄附者に関する事項［④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日］

氏　　名	寄　附　金　額	受領年月日
なし	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

4　役員等に対する報酬又は給与の状況［⑤イ　役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)、ロ　給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額］

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者(注1)（以下「役員等」という。）に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

（注１）「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族

② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ　役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)

氏　　名	職　名	法人との関係（注２）	報酬・給与の区　　分	支給期間等	支給金額
[redacted]			給与	2025年4月1日～2026年3月31日	4,567,800円
			給与	2025年4月1日～2026年3月31日	5,027,659円
			給与	2025年4月1日～2026年3月31日	4,153,462円
			報酬	2025年4月1日～2026年3月31日	600,000円
			報酬	2025年4月1日～2026年3月31日	240,000円
			報酬	2025年4月1日～2026年3月31日	240,000円

（注２）注１の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ　給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集計期間	2025年4月1日　～2026年3月31日

給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
80人	126,076,502円

5　支出した寄附金に関する事項［⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日］

支出先の名称等	住所等	支出年月日	支出金額	寄附の目的等
なし			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
		合計	円	

6　海外への送金等に関する事項［⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日］

実施日	使途	金額
2025/4/3	ミャンマーでの事業費	¥4,000,000
2025/4/8	ミャンマーでの事業費	¥4,000,000
2025/4/10	ミャンマーでの事業費	¥4,000,000
2025/4/15	ミャンマーでの事業費	¥4,000,000
2025/4/16	パレスチナでの事業費	¥41,075,606
2025/4/18	ミャンマーでの事業費	¥4,000,000
2025/4/18	スリランカでの事業費	¥7,000,000
2025/4/21	ミャンマーでの事業費	¥1,550,000
2025/4/22	ミャンマーでの事業費	¥4,000,000
2025/4/23	ミャンマーでの事業費	¥178,181

2025/4/23	ミャンマーでの事業費	¥4,131,300
2025/4/25	シリア・レバノンでの事業費	¥1,736,189
2025/4/28	ミャンマーでの事業費	¥4,000,000
2025/4/30	スリランカでの事業費	¥215,067
2025/5/1	ミャンマーでの事業費	¥4,000,000
2025/5/7	シリア・レバノンでの事業費	¥319,879
2025/5/14	シリア・レバノンでの事業費	¥3,353,614
2025/5/15	ミャンマーでの事業費	¥4,000,000
2025/5/21	ミャンマーでの事業費	¥4,000,000
2025/5/22	ミャンマーでの事業費	¥5,800,000
2025/5/27	ミャンマーでの事業費	¥4,000,000
2025/5/27	ミャンマーでの事業費	¥4,731,870
2025/5/29	スリランカでの仕入れ代	¥2,263,650
2025/5/29	シリア・レバノンでの事業費	¥1,000,000
2025/5/30	ミャンマーでの事業費	¥4,000,000
2025/6/4	ミャンマーでの事業費	¥4,000,000
2025/6/4	シリア・レバノンでの事業費	¥435,000
2025/6/18	パレスチナでの事業費	¥15,000,000
2025/6/24	パレスチナでの事業費	¥1,518,042
2025/6/26	ミャンマーでの事業費	¥180,979
2025/6/26	スリランカでの事業費	¥149,736
2025/7/4	ミャンマーでの事業費	¥4,000,000
2025/7/9	ミャンマーでの事業費	¥4,000,000
2025/7/9	シリア・レバノンでの事業費	¥887,160
2025/7/10	スリランカでの仕入れ代	¥2,613,737
2025/7/10	シリア・レバノンでの事業費	¥1,000,000
2025/7/15	スリランカでの事業費	135,500
2025/7/22	シリア・レバノンでの事業費	¥225,988
2025/7/30	ミャンマーでの事業費	¥4,000,000
2025/8/5	東ティモールでの仕入れ代	¥22,000,000

2025/8/5	東ティモールでの仕入れ代	¥30,000,000
2025/8/6	ミャンマーでの事業費	¥4,000,000
2025/8/8	ミャンマーでの事業費	¥6,375,180
2025/8/8	ミャンマーでの事業費	¥6,000,000
2025/8/13	スリランカでの仕入れ代	¥4,817,610
2025/8/19	マレーシアでの事業費	¥729,640
2025/8/20	ミャンマーでの事業費	¥910,227
2025/8/20	シリア・レバノンでの事業費	¥1,636,030
2025/8/20	シリア・レバノンでの事業費	¥239,730
2025/8/21	シリア・レバノンでの事業費	¥1,039,220
2025/8/26	ミャンマーでの事業費	¥184,551
2025/8/26	東ティモールでの仕入れ代	¥30,000,000
2025/9/3	ミャンマーでの事業費	¥1,200,000
2025/9/5	東ティモールでの仕入れ代	¥30,000,000
2025/9/25	シリア・レバノンでの事業費	¥226,988
2025/10/3	シリア・レバノンでの事業費	¥7,031,665
2025/10/3	東ティモールでの仕入れ代	¥30,000,000
2025/10/9	スリランカでの事業費	¥142,209
2025/10/15	パレスチナでの事業費	¥5,000,000
2025/10/16	ミャンマーでの事業費	¥4,000,000
2025/10/20	シリア・レバノンでの事業費	¥229,172
2025/10/22	ミャンマーでの事業費	¥188,823
2025/10/31	ミャンマーでの事業費	¥5,900,000
2025/11/5	パレスチナでの事業費	¥15,438,000
2025/11/6	シリア・レバノンでの事業費	¥1,000,000
2025/11/14	ミャンマーでの事業費	¥6,238,477
2025/11/20	シリア・レバノンでの事業費	¥226,988
2025/11/28	シリア・レバノンでの事業費	¥378,312
2025/12/4	パレスチナでの事業費	¥22,587,313
2025/12/8	ミャンマーでの事業費	¥4,000,000

2025/12/10	スリランカでの事業費	¥2,808,705
2025/12/15	シリア・レバノンでの事業費	¥376,848
2025/12/16	シリア・レバノンでの事業費	¥680,058
2025/12/17	東ティモールでの事業費	¥10,000,000
2025/12/18	シリア・レバノンでの事業費	¥1,000,000
2025/12/19	ミャンマーでの事業費	¥4,000,000
2025/12/22	ミャンマーでの事業費	¥196,017
2025/12/24	パレスチナでの事業費	¥25,000,000
2026/1/5	スリランカでの事業費	¥151,847
2026/1/8	パレスチナでの事業費	¥10,918,168
2026/1/9	ミャンマーでの事業費	¥4,000,000
2026/1/16	ミャンマーでの事業費	¥4,000,000
2026/1/20	シリア・レバノンでの事業費	¥6,367,600
2026/1/22	ミャンマーでの事業費	¥4,750,000
2026/1/22	シリア・レバノンでの事業費	¥227,197
2026/1/23	ミャンマーでの事業費	¥183,514
2026/1/23	ミャンマーでの事業費	¥188,823
2026/1/23	ミャンマーでの事業費	¥196,017
2026/1/28	ミャンマーでの事業費	¥4,000,000
2026/1/28	ミャンマーでの事業費	¥4,129,266
2026/2/2	ミャンマーでの事業費	¥4,000,000
2026/2/6	ミャンマーでの事業費	¥4,000,000
2026/2/10	ミャンマーでの事業費	¥4,000,000
2026/2/10	スリランカでの事業費	¥166,812
2026/2/10	東ティモールでの事業費	¥10,000,000
2026/2/12	シリア・レバノンでの事業費	¥392,152
2026/2/12	シリア・レバノンでの事業費	¥1,000,000
2026/2/13	ミャンマーでの事業費	¥4,000,000
2026/2/18	ミャンマーでの事業費	¥4,000,000
2026/2/20	シリア・レバノンでの事業費	¥231,697

2026/3/6	ミャンマーでの事業費	¥4,000,000
2026/3/12	ミャンマーでの事業費	¥195,245
2026/3/19	ミャンマーでの事業費	¥4,000,000
2026/3/19	ミャンマーでの事業費	¥105,704
2026/3/23	ミャンマーでの事業費	¥4,000,000
2026/3/23	シリア・レバノンでの事業費	¥207,571
2026/3/24	シリア・レバノンでの事業費	¥1,379,415

※この書類は毎年度作成し、事務所へ備置き、閲覧させる必要があります。
但し、所轄庁へ提出する必要はありません。

書式第７号（法第４４条･５１条･５８条関係）

認定基準等チェック表　（第３表）

（初葉）

法人名	特定非営利活動法人パルシック	ﾁｪｯｸ欄
３ 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ　役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ３分の１以下であること ⑴ 役員及びその親族等 ⑵ 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ　各社員の表決権が平等であること ハ　会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ　支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと		✔

イ

区分 ＼ 項目		役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 ②÷①	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 ④÷①
		①	②	③	④	⑤
ⓐ	2025年4月1日～2026年3月31日	11人	0人	0%	2人	18.1%
ⓑ	年　月　日～　年　月　日	人	人	%	人	%
ⓒ	年　月　日～　年　月　日	人	人	%	人	%
ⓓ	年　月　日～　年　月　日	人	人	%	人	%
ⓔ	年　月　日～　年　月　日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

（注１）　各欄の人数等は、第３表付表１「役員の状況」から転記してください。

（注２）　③及び④については、小数点以下第２位を切り捨てた数値を記載してください。

（例）３３．３３３･･･％　→　３３．３％

ロ

各社員の表決権が平等である	ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ

（注意事項）

- 認定基準等チェック表（第３表）は、法第55条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ

項　　目	ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	申 請 時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	[はい]・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	[はい]・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ

㊟　該当する項目を〇で囲み、監査証明書又は第３表付表２「帳簿組織の状況」を添付してください。

ニ

項　　目	ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	申 請 時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・[無]	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

（注意事項）

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」（第３表）記載要領

項　　目	記　載　要　領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「ⓐ」から「ⓔ」欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第３表付表１「役員の状況」を記載して、「①」、「②」及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「〇」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に正会員の表決権（又は議決権）は平等に一票を与えると規定」のように記載します。	
ハの各欄	該当する一方を「〇」で囲みます。 なお、「ⓐ」から「ⓔ」については、上記イに記載する各期間（「ⓐ」から「ⓔ」）を示したものです。	①　「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「〇」した場合には監査証明書を添付してください。 ②　「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「〇」した場合には、第３表付表２「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
二の各欄	該当する一方を「〇」で囲みます。 なお、「ⓐ」から「ⓔ」については、上記イに記載する各期間（「ⓐ」から「ⓔ」）を示したものです。	

記載要領の補足

〇　二において、「費途が明らかでない支出」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。 なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでない支出」があることになり、認定を受けることはできません。

書式第８号（法第４４条･５１条･５８条関係）

役　員　の　状　況

第３表付表１

法人名	特定非営利活動法人パルシック	ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	申請時
役　員　数		11人	人	人	人	人	人
⑴　最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人
⑵　最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		2人	人	人	人	人	人

役　員　の　内　訳

氏　名	住　所	職名	続柄等	就任等の状況						
				ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	申請時	就任・退任年月日
穂坂　光彦	[redacted]	代表理事	[redacted]	○						平成24年6月16日就任
伊藤　淳子		代表理事		○						平成28年6月18日就任
大野（普川）容子		代表理事		○						令和4年6月4日就任
池座　剛		理事		○						平成30年6月23日就任
ロバーツ　圭子		理事		○						平成30年6月23日就任
今里　いさ		理事		○						令和2年6月20日
五十嵐（西森）光子		理事		○						令和2年6月20

	[redacted]		[redacted]							日
中山　雅之		理事		○						令和3年 6月5日 就任
石井宏明		理事		○						令和4年 6月4日
秋吉　恵		監事		○						令和4年 6月4日
山本　達也		監事		○						令和4年 6月4日

（注意事項）

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

書式第９号（法第４４条･５１条･５８条関係）

帳　簿　組　織　の　状　況

第３表付表２

法　人　名	特定非営利活動法人パルシック

伝　票　又　は　帳　簿　名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト（弥生会計）を使用、ルーズリーフ	毎日	10 年間
現地会計簿（各事業地別）	エクセル使用、ルーズリーフ	毎日	10 年間
給与台帳	エクセル使用、ルーズリーフ	毎月	10 年間
商品在庫表	エクセル使用、ルーズリーフ使用	年度末	10 年間
出入金伝票	単票	毎日	10 年間
商品代金請求書	会計ソフト（弥生販売）を使用、ルーズリーフ	毎日	10 年間

（記載要領）

- 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- 「左の帳簿等の形態」欄は、「３枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

書式第１０号（法第４４条･５１条･５８条関係）

認定基準等チェック表　（第４表）　（初葉）

法人名	特定非営利活動法人パルシック	チェック欄
		✔

４　事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること

イ　宗教活動又は政治活動等を行っていないこと

ロ　役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと

ハ　実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が８０%以上であること

ニ　実績判定期間における受入寄附金総額の７０%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること

イ

項　　目	ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・[無]	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・[無]	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・[無]	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項　　目	ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・[無]	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・[無]	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・[無]	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・[無]	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

（注意事項）

・　「認定基準等チェック表（第４表）」は、法第 55 条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第４表（次葉）」（ハ及びニ）の記載及び添付の必要はありません。

・　認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

書式第１３号（法第４４条･５１条･５８条関係）

認定基準等チェック表　（第５表）

法人名	特定非営利活動法人パルシック	ﾁｪｯｸ欄
５　次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること イ　特定非営利活動促進法第 28 条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの） ロ　各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ　寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ　役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ　収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ　助成の実績を記載した書類		✔

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 **※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。**	同　意	
	する	しない

イ	①　事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ②　役員名簿 ③　定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
ホ	次の事項を記載した書類 ①　収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ②　資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③　次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・　収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位５者との取引 ・　役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④　寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が 20 万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤　役員等に対する報酬又は給与の状況 a　役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（b に係る部分を除く。） b　給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥　支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦　海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し

（注意事項）

・認定基準等チェック表第５表は、法第 55 条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。

・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

書式第１４号（法第４４条･５１条･５８条関係）

認定基準等チェック表　（第６、７、８表）

法人名	特定非営利活動法人パルシック

認定基準等チェック表　（第６表）

６　実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第２８条に規定する事業報告書等を同法第２９条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄

特定非営利活動促進法第 28 条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無

ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ
有・　無	有　・　無	有　・　無	有　・　無	有　・　無	有　・　無

認定基準等チェック表　（第７表）

７　法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄
	✔

法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実
その他公益に反する事実の有無

ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
有　・　無	有　・　無	有　・　無	有　・　無	有　・　無	有　・　無	有　・　無

注・認定基準等チェック表（第７表）は、法第 55 条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。

認定基準等チェック表　（第８表）

８　申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後１年を超える期間が経過していること	チェック欄

事業年度	月　日～　月　日	設立年月日	

（注意事項）

- 法第５５条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に当たっては、認定基準等チェック表（第６表及び第８表）は、記載する必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表（第６表及び第８表）の記載の必要はありません。また、法第５５条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

書式第１５号（法第４４条･５１条･５８条関係）

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人パルシック	チェック欄

認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 ✔

１　役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合

イ　認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前１年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から５年を経過しないもの

ロ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

ハ　特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等(注1)若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

二　暴力団の構成員等(注2)

２　認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から５年を経過しない法人

３　定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人

４　国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から３年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その４」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。

５　国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から３年を経過しない法人

６　次のいずれかに該当する法人

イ　暴力団

ロ　暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前１年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から５年を経過しない者の有無	有 ・ 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者の有無	有 ・ 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者の有無	有 ・ 無
二	暴力団の構成員等の有無	有 ・ 無

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から５年を経過しない法人	はい・いいえ

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・いいえ

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から３年を経過しない法人	はい・いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、**上記４に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その４」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること** （注１）その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること （注２）役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から３年を経過しない法人	はい・いいえ

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・いいえ